

改正された「育児介護休業法」のポイントは

松戸商工会議所だより 2010年5月10日



平松 徹氏

〈質問〉 育児介護休業法が改正されると聞きまして、ポイントについて教えてください。

〈回答〉 育児介護休業法が昨年、平成21年7月に改正公布されました。施行は公布日から1年以内です。ただ、常用

改正された「育児介護休業法」のポイントは

労働者が100人以内の企業は公布後3年以内なので、今すぐ適用はされません。一覧表にしましたので、参考にしてください。

今回の法律の改正では、看護休暇をまず充実。小学生以下の子供を持つ労働者は子供が病気をした時など、看護休暇が取れば働きやすい。今までは子供が何人いても年5日が限度でしたが、こ

れからは2人以上いれば年10日まで取れます。もう一つは父親も子育てができる環境です。例えば、今までは労使協定があれば専業主婦を妻に



持つ労働者は、育児休業を取ることができませんでした。それが、これからは、そのような除外は

できない。父母が両方一緒に育児をすることができきます。

他にも介護休暇が拡充、紛争解決の仕組みも充実しました。従業員もしっかりと働きます。

（社会保険労務士・中小企業診断士・平松 徹）

| 概要 | 内容 |
|------------------|---|
| 子育て期間中の働き方の見直し | 3歳までの子を養育する労働者は短時間勤務制度を選択できる。 |
| | 3歳までの子を養育する労働者に時間外労働は強制できない。小学校就学前の子が1人で年5日、2人いれば年10日の看護休暇が取れる。 |
| 父親も子育てができる働き方の実現 | 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月まで育児休業が取れる。 |
| | 妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、育児休業を再度取れる。 すべての父親が育児休業を取得できる。 |
| 仕事と介護の両立支援 | 要介護状態にある家族の通院等の付き添いのために年5日、介護者が2人いれば年10日、介護休暇が取れる。 |
| 実効性の確保 | 育児休業の取得等の苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助、また調停委員による調停制度を設ける。 |
| | 勧告に従わない場合には公表する。また、報告を求めた際に虚偽の報告をした者には過料を科す。 |